

平成 23 年度 事業計画

東京都文京区後楽 1 丁目 4 番 25 号
財団法人 労災保険情報センター

平成 23 年度 事業計画

平成 23 年度における財団法人労災保険情報センター（以下「当財団」という。）の事業計画を次のとおり定める。

第 1 当財団の基本的課題

当財団は、設立以来、労災診療費等審査点検事業（労災診療費等に係る審査点検事務の補助等をいい、以下「審査点検補助事業」という。）をはじめとした国からの委託事業及び補助事業である労災診療援護事業並びに自主事業である労災診療共済事業及び情報普及事業の着実な推進に努めてきたところであるが、昨年実施された行政刷新会議「事業仕分け」の結果等を踏まえ、審査点検補助事業については、平成 23 年度中に国が直接実施するとの方針が示されたところである。

このため、平成 23 年度中に、審査点検補助事業が順次労働局に集約化されることとなり、それに伴って当財団の地方事務所についても順次閉鎖せざるを得ないため、閉鎖に伴う各種事務処理を的確に行うこと等により、労働局への円滑な集約化に資する。

また、労災診療援護事業及び労災診療共済事業については、地方事務所の閉鎖に伴い、当財団本部にその業務を集中することとし、そのための体制整備及び地方駐在員（仮称）の配置等を図る。

さらに、昨年改正された保険業法及びいわゆる公益法人改革三法に基づく新たな法人形態に移行するための諸課題を整理、検討し、平成 24 年度における公益認定申請等を目指す。

以上のように、平成 23 年度は、当財団発足以来最大の変革期を迎えているが、現下の情勢を見据えつつも、従来から当財団が掲げてきた自立性、客観性、透明性、柔軟性及び信頼性の理念を基本に、以下の主要事業について、個人情報保護等の徹底に留意の上、引き続き一層の充実と効率的推進を図る。

第 2 重点対策及び実施事項について

1 労災保険制度等の情報普及事業

(1) 広報・相談業務の展開

RIC ホームページについては、労働局への集約化等を踏まえたコンテンツ等の見直しを行う。

また、「地方事務所だより」については、昨年度に引き続き誤請求情報を掲載すると共に、集約化に係る情報提供を行う。

なお、相談業務については、労災診療費に係る相談を中心に対応すると共に、相談者の個人情報保護及びプライバシーに十分配慮し、的確かつ懇切丁寧な対応に努める。

(2) 労災保険制度の情報提供等

「医療機関のためのセミナー（仮称）」（以下「セミナー」という。）については、医療機関を対象として、医療機関が抱える諸問題を解消するため、労災保険制度等の情報を提供することを目的に開催する。

セミナーの実施にあたっては、医療機関のニーズにあったテーマ、講師の選定を行い充実した内容とする。

なお、セミナーの開催にあたっては、必要に応じて（独）労働者健康福祉機構との連携の下に、全国の労災病院に集積している労災疾病に係る 13 分野の臨床医学研究成果の活用を努める。

(3) 労災診療費算定実務研修会の充実

労災診療費算定実務研修会（以下「実務研修会」という。）については、適正な労災診療費請求に関する理解の促進及び誤請求や請求もれの防止等を図るため、労災指定医療機関（以下「指定医」という。）の医事担当者を対象に引き続き開催する。開催にあたっては、適切な講師の選定、カリキュラムの充実と効果的な実施に努める。

実務研修会の企画立案にあたっては、早期開催や適切な開催会場の設定等に配慮すると共に、開催に関する広報活動等を積極的に展開し参加医療機関の増加に努める。

(4) 出版物の企画・発行と積極的販売

ア 出版物については、公益性のある事業の強化を図る観点から、医療機関、企業等を対象に「労災保険相談事例集」等、そのニーズに合った図書を発行する。

イ 販売力の一層の強化のための「量販割引制度」やインターネット等を活用し、販売活動を積極的に展開する。

(5) 情報誌の発行と販売促進

労災保険専門誌、季刊「ろうさい」については、医療機関・企業・一般個人等に対して、労災保険を中心とした各種情報を提供すること等を目的に、引き続き公益性のある事業強化及び自主的事業の推進を

図る観点から、内容の充実を図りつつ、年4回発行する。

また、その販売拡大のため、本部・地方事務所において、リーフレット等を活用し、関係団体、企業等に対して重点的に購読勧奨を行う。

2 労災医療調査・解析事業

労災医療調査・解析事業については、国における労災診療費算定基準改定の立案作業に資するため、国からの委託に基づき、「労災診療費実態調査」を引き続き的確に実施する。

3 審査点検補助事業

(1) 審査点検補助事業の労働局への集約化

労働局の指示に基づき、労災診療費に係る専門知識等について労働局職員に研修会等を通じて伝達するなど、集約化後を見据えた対応を行う。

また、集約化までの間においては、従来同様、委託事業として審査点検補助を行うこととなるため、(2)以下の対応をとること等により、その的確な実施に努める。

さらに、更改される労災情報管理システムに基づいた適切な運用に努める。

(2) 審査点検補助の円滑・適正な推進

ア 労災診療費等審査点検等に係る事務処理体制の整備・充実

審査点検補助については、従前から地方事務所の事務処理体制の整備・充実に努めてきたところであるが、審査管理者と審査主任が連携を深め、審査職員の能力を十分に発揮できる班体制の整備及び班単位による責任を持った事務処理体制の定着を図ると共に、各地方事務所の全職員に対し、各種業務処理手引及び「審査点検手法」の周知・徹底を図り、的確な実施に努める。

イ 適正な審査点検補助の実施

審査点検補助については、審査主任及び審査職員の適切な責任分担の下に一次審査点検、二次審査点検を実施するなどにより、適正かつ効果的な審査点検補助の実施に努める。

特に二次審査点検においては、手術料や入院料など高額請求等を最重点項目に定め、「審査点検手法」に基づき的確に実施する。

また、毎年実施されている会計検査院による会計実地検査における労災診療費の不適正支払額については、平成 22 年度の 1 労働局あたりの指摘額が平成 21 年度を大きく下回ったものの、依然として手術料・入院料等を中心に相当数の指摘がなされている。

当財団としても、このことを厳しく受け止め、指摘の対象となった審査点検もれ・審査点検ミスの原因を的確に把握・分析し、指摘額の 94%を占めている手術料、入院料の項目については、特に厳正な審査点検補助を実施し、同院による指摘の減少に努める。

ウ 審査点検補助に係る職員の資質向上

(ア) 職員研修の実施

集約化に伴い、平成 23 年度中の中央研修は実施しないこととし、地方事務所において本部から配布した研修資料等により、適宜、審査職員に対する研修等を行い、その能力の向上を図る。

(イ) 医学専門家による研修の実施

地方事務所において、審査委員会等の委員である医師等により、診療行為の実態、手術の実施方法等審査点検補助に必要な医学的知識の付与を目的とした研修を実施し、審査点検精度の向上及び審査委員会での的確な対応に資することにより、適正な審査点検を実現する。

(ウ) 事例検討研究会の充実と研究結果の活用等

地方事務所において、担当職員の資質の向上を目的に開催している事例検討研究会（以下「研究会」という。）の検討資料として、会計検査院から指摘された事案等の中から選定した適切な審査点検もれ等の事例をもとに、研究会の内容の充実及び職員の審査点検知識の向上、自己研鑽意欲の啓発を図る。

(3) 労災診療費レセプト等のシステムによる管理

労災診療費レセプト等のイメージデータの保存、管理については、レセプト管理システムに、支払済レセプト等を入力し、電子化（データ形式とイメージ形式）して保存、管理することにより、審査点検補助及び実態調査の資料として活用を図ると共に、労働局・労働基準監督署からの情報提供依頼に対して迅速な対応を図る。

(4) 長期療養者に係る療養経過等の情報提供

平成 22 年度に引き続き、労働局より情報提供の依頼のあった「骨

折及び関節の傷病」に係る長期療養者について、当該者の直近1年分の「レセプト（写）」、「療養経過一覧表」及び専門医の「所見書」を取りまとめ、当該労働局あて迅速に送付する。

また、平成16年度より実施している長期療養者に係る労災診療費請求内訳書等の情報提供については、労働局の依頼に基づき当該者の直近6か月分の「レセプト（写）」及び「診療情報報告書」を取りまとめ、当該労働局あて迅速に送付する。

(5) 労災診療費の適正請求の促進

審査点検補助に際して把握した誤請求等に係る情報を取りまとめ、これを労働局に報告すること、誤請求事例を適切に選定して「地方事務所だより」に掲載すること及び電話相談に的確に対応すること等により指定医による適正請求を促進すると共に、医療実務担当者向けの実務研修会に使用する「労災診療費算定実務講座」については、引き続き内容の充実を図る。

4 労災診療被災労働者援護事業

労災診療援護貸付金貸付契約については、契約指定医は年々増加しているものの、未契約指定医も少なからずみられる。したがって平成23年度においても、新規指定医及び労災診療費の請求が多い指定医を重点に、順次、制度の周知を図りつつ契約促進に努める。

また、平成23年度中の地方事務所の閉鎖に併せて、関係業務を本部に集中することとし、そのための体制整備及び地方事務所からの業務の的確な引継等を図る。

5 労災診療共済事業

(1) 労災診療共済補償の適正・迅速な支払等

労災診療共済事業については、引き続き共済補償費の適正・迅速な支払いに努めるなど、その事業内容の適切な運営に努める。

(2) 共済互助事業の円滑かつ適切な実施

共済契約指定医の互助のための事業については、次により引き続きその円滑かつ適切な実施に努める。

ア 長期運転資金貸付金貸付の活用促進

共済契約指定医の経営改善援助等のため、長期運転資金貸付金

貸付の周知に努めると共に、その円滑かつ適正な実施に努める。

イ 共済事業振興助成金の活用促進

労災医療に関する知識と資質の向上を図るため、都道府県医師会が実施する研修事業への助成金の周知に努め、その積極的な活用の促進を図る。

ウ 契約指定医に対する助成

実務研修会、セミナーにおける受講料の助成及びテキストの配布を引き続き行う。

エ 参考図書配布

平成23年度は労災保険に関する情報等の適切な提供の一環として、共済契約指定医に対して「労災医療 Q&A」、「労災医療訴訟 Q&A（仮題）」、共済契約指定医の実務担当者向けの「労災診療費算定実務講座」等、また、日本医師会、都道府県医師会、郡市医師会に対しては季刊「ろうさい」、「労災保険相談事例集（仮題）」等、参考図書の配布を行う。

- (3) 労災診療被災労働者援護事業同様、平成23年度中の地方事務所の閉鎖に併せて、関係業務を本部に集中することとし、そのための体制整備及び地方事務所からの業務の的確な引継等を図る。

6 審査点検補助事業の集約化等

- (1) 地方事務所閉鎖と共に失職を余儀なくされる職員に対し、再就職の支援を行う。
- (2) 地方事務所が閉鎖されることに伴い、各種システムの労働局及び本部への円滑な移設等を行うほか、年度当初に厚生労働省の最適化計画による労災情報管理システムの更改が予定されていることから、当財団システムとの円滑な連携の確保等に努める。
- (3) 個人情報保護を含む情報セキュリティの確保については、引き続き確実なものとするための取組みを継続すると共に、地方事務所の閉鎖に伴い、関係規程の見直しを行う。